

教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則の一部改正に

ついて

このことについて、教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則を一部改正したいので、別添案を添えて請議します。

令和4年6月1日提出

教育長 飯 田 靖

説 明

この案を提出するのは、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）等の一部改正等に伴い、関係規定の所要の改正を行うため必要があるからである。

教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則
の一部を改正する規則の概要

1 改正の理由・概要

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）等の一部改正による教員免許更新制の廃止に伴い、教員免許状の有効期間の更新等における申請書類等の規定を削除する必要があるため。

2 改正の内容

- (1) 有効期間の更新等の申請に必要な書類及び様式に係る規定を削除する。
- (2) 免許状更新講習及び更新講習修了確認に関して、免許管理者である県教育委員会
が定めることになっている者に係る規定を削除する。
- (3) その他所要の整備を図ること。

3 施行期日

令和4年7月1日

教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年 月 日

愛知県教育委員会教育長 飯田 靖

愛知県教育委員会規則第 号

教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則の一部を改正する規則

教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則（昭和三十年愛知県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項ホの表備考中「第五条第六項」を「第五条第五項」に改める。

第十一条第一項ただし書中「又は第五号」を削り、同項第五号を削り、同条第二項第二号を次のように改める。

一 免許法第十六条

免許法第十六条第一項に規定する教員資格認定試験に合格したことの証明書

第十一条第二項第五号中「第十七条第一項」を「第十七条」に改める。

第十二条第一項ただし書中「又は第八号」を削り、同項第八号を削る。

第十二条の二第三号中「第五条第四項」を「第五条第三項」に改める。

第十三条第二項第一号中「第五条第六項」を「第五条第五項」に改め、同号イ中「同条第六項ただし書」を「第五項ただし書」に改める。

第十三条の二から第十三条の十三までを削る。

第十五条の三第二項中「第十三条まで及び第十四条」を「第十四条まで」に改め、同条第二項中「第十三条の七まで、第十四条から」を削る。

第十六条第一項中「第十三条の七まで、第十四条」を「第十四条まで」に改める。

第十八条中「（旧免許状所持者に授与する場合にあつては、様式第十四の五）」を削る。

第二十条中「及び平成十九年改正法附則第二条第六項」を削る。

第二十一条中「県教育長」を「教育委員会の教育長」に改める。

様式第九の三中「項」を「項」に改める。
第5条第4項 第5条第3項

様式第十一の二から様式第十一の八まで及び様式第十四の四を削り、様式第十四の五を様式第十四の四とする。

様式第十六中

「
教育職員免許法第10条第2項
教育職員免許法第11条第5項において準用する同法第10条第2項
教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第6項
」

を
「
教育職員免許法第10条第2項
教育職員免許法第11条第5項において準用する同法第10条第2項
」

に、
「すべて
を「全て
」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和四年七月一日から施行する。
- 2 教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和四年法律第四十号。以下「改正法」という。）附則第十二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法第十一条の規定による改正前の教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）附則第二条第五項の規定により改正法の施行の日前に失効した普通免許状及び特別免許状の返納については、改正後の教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則第二十条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

教育職員免許法並びに教育職員免許法施行細則の一部改正新旧対照表

新

(単位の修得方法)

第八条 免許法施行規則第十四条に規定する単位の修得方法は、次のイからトまでに掲げる場合の区分ごとに、イからトまでの表の第一欄に掲げる在職年数に応じ、それぞれ第二欄に掲げる科目の単位を含めて第三欄に掲げる単位を修得するものとする。

イ〜ニ 略

ホ 高等学校助教諭の臨時免許状を有する者が、高等学校助教諭の一種免許状を取得する場合

第一欄	第二欄	第三欄
在職年数	各教科の指導法に関する科目又は大学の独自に設定する科目	最低修得単位数
教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は大学の独自に設定する科目	
解に関する科目等	大学の独自に設定する科目	

備考 略
 大学に二年以上在学し、六十二単位以上を修得した者又は高等専門学校を卒業した者で、免許法第五條第五項の規定により、高等学校助教諭の臨時免許状の授与を受けたものであり、かつ、大学又は高等専門学校において各教科の指導法に関する科目又は助教諭の教育の基礎的理解に関する科目等について四単位以上を修得していないものであるときは、この表に規定する各教科の指導法に関する科目又は助教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位に、四単位に不足する単位数を加えて修得しなければならない。

へ以下 略

旧

(単位の修得方法)

第八条 同上

イ〜ニ 略

ホ 同上

第一欄	第二欄	第三欄
在職年数	各教科の指導法に関する科目又は大学の独自に設定する科目	最低修得単位数
教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は大学の独自に設定する科目	
解に関する科目等	大学の独自に設定する科目	

備考 略
 大学に二年以上在学し、六十二単位以上を修得した者又は高等専門学校を卒業した者で、免許法第五條第六項の規定により、高等学校助教諭の臨時免許状の授与を受けたものであり、かつ、大学又は高等専門学校において各教科の指導法に関する科目又は助教諭の教育の基礎的理解に関する科目等について四単位以上を修得していないものであるときは、この表に規定する各教科の指導法に関する科目又は助教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位に、四単位に不足する単位数を加えて修得しなければならない。

へ以下 略

2 以下 略

(普通免許状授与の出願)

第十一条 普通免許状の授与を受けようとする者（次条第一項本文に規定する者を除く。）は、次に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。ただし、第四号の規定は、第二号に掲げる書類中に記載された氏名及び本籍地を変更していない者には適用しない。

一 四 略

2 以下 略

(普通免許状授与の出願)

第十一条 普通免許状の授与を受けようとする者（次条第一項本文に規定する者を除く。）は、次に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。ただし、第四号の規定は、第二号又は第五号に掲げる書類中に記載された氏名及び本籍地を変更していない者には適用しない。

一 四 略

2 前項第二号の所要資格を証する書類は、次の各号に掲げる規定の適用を受ける者について、それぞれ当該各号に定める書類とする。

一 略

二 免許法第十六条

免許法第十六条第一項に規定する教員資格認定試験に合格したこと

の証明書

2 同上

一 略

二 免許法第十六条の二

免許法第十六条の二第一項に規定する教員資格認定試験に合格した

ことの証明書

三及び四 略

五 免許法第十七条

免許法第十七条に規定する教員資格認定試験に合格したことの証明書

六以下 略

(普通免許状の授与のための教育職員検定の出願)

第十二条 普通免許状の授与のための教育職員検定を受けようとする者は、次に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。ただし、第七号の規定は、第三号に掲げる書類中に記載された氏名及び本籍地を変更していない者には適用しない。

一〜七 略

2以下 略

(特別免許状の授与のための教育職員検定の出願)

第十二条の二 特別免許状の授与のための教育職員検定を受けようとする者は、次に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。ただし、第五号の規定は教員としての経験を有しない者に、第九号の規定は第三号に掲げる書類中に記載された氏名及び本籍地を変更していない者には

三及び四 略

五 免許法第十七条

免許法第十七条第一項に規定する教員資格認定試験に合格したことの証明書

六以下 略

(普通免許状の授与のための教育職員検定の出願)

第十二条 普通免許状の授与のための教育職員検定を受けようとする者は、次に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。ただし、第七号の規定は、第三号又は第八号に掲げる書類中に記載された氏名及び本籍地を変更していない者には適用しない。

一〜七 略

八 免許法第六条第四項(免許法附則第九項後段若しくは第十七項後段

又は施行法第二条第一項後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は免許法第十七条第二項において準用する免許法第十六条の

第二項の規定の適用を受ける者にあつては、免許状更新講習修了(履修)証明書

2以下 略

(特別免許状の授与のための教育職員検定の出願)

第十二条の二 同上

適用しない。

一及び二 略

三 免許法第五條第三項に規定する資格等を有することを証する書類

四以下 略

(臨時免許状の授与のための教育職員検定の出願)

第十三條 略

2 前項第三号の所要資格を証する書類は、次の各号に掲げる規定の適用を受ける者について、それぞれ当該各号に定める書類とする。

一 免許法第五條第五項又は免許法施行規則第六十五條

イ 免許法第五條第一項第二号若しくは第五項ただし書の規定に該当

しないこと(免許法附則第三項若しくは第七項又は改正法附則第二

十項若しくは第二十一項の規定の適用を受ける者にあつては、それ

ぞれの規定に定める資格を有すること。)又は免許法施行規則第二十

五條に規定する資格を有することの証明書

ロ 略

二 略

一及び二 略

三 免許法第五條第四項に規定する資格等を有することを証する書類

四以下 略

(臨時免許状の授与のための教育職員検定の出願)

第十三條 略

2 同上

一 免許法第五條第六項又は免許法施行規則第六十五條

イ 免許法第五條第一項第二号若しくは同條第六項ただし書の規定に

該当しないこと(免許法附則第三項若しくは第七項又は改正法附則

第二十項若しくは第二十一項の規定の適用を受ける者にあつては、

それぞれの規定に定める資格を有すること。)又は免許法施行規則第

六十五條に規定する資格を有することの証明書

ロ 略

二 略

(有効期間の更新の申請)

第十三條の二 普通免許状又は特別免許状(以下第十三條の七までにおいて単に「免許状」という。)の有効期間の更新を受けようとする者は、次に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。ただし、第四号の規定は、第二号又は第三号に掲げる書類中に記載された氏名及び本籍地を変更していない者には適用しない。

- 一 有効期間更新申請書（様式第十一の二）
- 二 免許状更新講習修了（履修）証明書
- 三 所持する免許状を確認することができる書類
- 四 戸籍抄本

2| 前項の規定にかかわらず、免許法第九条の二第三項の規定により免許状更新講習（免許法第九条の三第一項に規定する免許状更新講習をいう。以下同じ。）を受ける必要がないものとする認定を受けて有効期間の更新を受けようとする者は、次に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。ただし、第二号の規定は第一号に掲げる書類中に免許法施行規則第六十一条の四各号のいずれかに該当する者であること（同条第一号、第二号及び第五号に掲げる者については、最新の知識技能を十分に有している者であることを含む。第二号において同じ。）の証明が記載された者に、第四号の規定は第二号又は第三号に掲げる書類中に記載された氏名及び本籍地を変更していない者には適用しない。

- 一 有効期間更新申請書（様式第十一の三）
 - 二 免許法施行規則第六十一条の四各号のいずれかに該当する者であることを証する書類
 - 三 所持する免許状を確認することができる書類
 - 四 戸籍抄本
- （有効期間の延長の申請）

第十三条の三 免許状の有効期間の延長を受けようとする者は、次に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。ただし、第二号の規定

は第一号に掲げる書類中に免許法第九条の二第五項に定める有効期間の延長の事由があることの証明が記載された者に、第四号の規定は第二号又は第三号に掲げる書類中に記載された氏名及び本籍地を変更していない者には適用しない。

一 有効期間延長申請書（様式第十一の四）

二 免許法第九条の二第五項に定める有効期間の延長の事由があることを証する書類

三 所持する免許状を確認することができる書類

四 戸籍抄本

（更新講習修了確認の申請）

第十三条の四 平成十九年改正法附則第二条第二項に規定する更新講習修了確認を受けようとする者は、次に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。ただし、第四号の規定は、第二号又は第三号に掲げる書類中に記載された氏名及び本籍地を変更していない者には適用しない。

一 更新講習修了確認申請書（様式第十一の五）

二 免許状更新講習修了（履修）証明書

三 所持する免許状を確認することができる書類

四 戸籍抄本

（平成十九年改正法附則第二条第三項第三号に規定する確認の申請）

第十三条の五 平成十九年改正法附則第二条第三項第三号に規定する確認を受けようとする者は、次に掲げる書類を教育委員会に提出しなければ

ならない。ただし、第四号の規定は、第二号又は第三号に掲げる書類中に記載された氏名及び本籍地を変更していない者には適用しない。

一 平成十九年改正法附則第二条第三項第三号の確認申請書（様式第十
一の六）

二 免許状更新講習修了（履修）証明書

三 所持する免許状を確認することができる書類

四 戸籍抄本

（修了確認期限の延期の申請）

第十三条の六 平成十九年改正法附則第二条第四項に規定する修了確認期限（以下「修了確認期限」という。）の延期を受けようとする者は、次に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。ただし、第二号の規定は同項後段に定める修了確認期限の延期の事由により延期を受けようとする者及び第一号に掲げる書類中に同項前段に定める修了確認期限の延期の事由があることの証明が記載された者に、第四号の規定は第二号又は第三号に掲げる書類中に記載された氏名及び本籍地を変更していない者には適用しない。

一 修了確認期限延期申請書（様式第十一の七）

二 平成十九年改正法附則第二条第四項前段に定める修了確認期限の延期の事由があることを証する書類

三 所持する免許状を確認することができる書類

四 戸籍抄本

（免許状更新講習の受講免除の認定の申請）

第十三条の七 平成十九年改正法附則第二条第五項括弧書に規定する認定を受けようとする者は、次に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。ただし、第二号の規定は第一号に掲げる書類中に教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年文部科学省令第九号。以下「平成二十年改正省令」という。）附則第十条第一項各号のいずれかに該当する者であること（同項第一号、第二号及び第五号に掲げる者については、最新の知識技能を十分に有している者であることを含む。第二号において同じ。）の証明が記載された者に、第四号の規定は第二号又は第三号に掲げる書類中に記載された氏名及び本籍地を変更していない者には適用しない。

一 免許状更新講習受講免除申請書（様式第十一の八）

二 平成二十年改正省令附則第十条第一項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類

三 所持する免許状を確認することができる書類

四 戸籍抄本

（免許状更新講習を受講できる教育委員会の職員）

第十三条の八 免許状更新講習規則（平成二十年文部科学省令第十号）第九条第一項第二号に規定する免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

一 教育委員会の教育長（以下「県教育長」という。）並びに教育委員会の事務局長及び学習教育部長その他教育委員会の職員で県教育長が別に定めるもの

二 市町村教育委員会の教育長その他市町村教育委員会の職員で県教育長が別に定めるもの

(免許状更新講習を受講できる教育の職)

第十三条の九 免許状更新講習規則第九条第一項第三号に規定する免許管理者が定める者は、次に掲げる者(教育職員である者を除く。)であつて、免許状更新講習を受けることが適当であるものとして県教育長が別に定めるものとする。

一 教育職員として任命され、又は雇用された者であつて、任命権者又は雇用者の要請に応じ、引き続き次に掲げる者となつてゐるもの

イ 国又は地方公共団体の職員

ロ 免許状更新講習規則第九条第一項第三号イ、ロ又はホに掲げる法人の役員又は職員

ハ 学校法人の職員

ニ 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二條に規定する社会福祉法人(以下「社会福祉法人」という。)(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園(以下「幼保連携型認定こども園」という。)を設置するものに限る。第三号において同じ。)の職員

二 学校法人の理事

三 社会福祉法人の理事

(更新講習修了確認を受けなければならない教育委員会の職員)

第十三条の十 平成二十年改正省令附則第三条第二号に規定する免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

一 県教育長並びに教育委員会の事務局長及び学習教育部長その他教育委員会の職員で県教育長が別に定めるもの

二 市町村教育委員会の教育長その他市町村教育委員会の職員で県教育長が別に定めるもの

(更新講習修了確認を受けなければならない教育の職)

第十三条の十一 平成二十年改正省令附則第三条第三号に規定する免許管理者が定める者は、次に掲げる者(教育職員である者を除く。)であつて、免許状更新講習を受けることが必要なものとして県教育長が別に定めるものとする。

一 教育職員として任命され、又は雇用された者であつて、任命権者又は雇用者の要請に応じ、引き続き次に掲げる者となつているもの

イ 地方公共団体の職員

ロ 国立大学法人(平成十五年法律第百二十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人(幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園を設置するものに限る。)の役員又は職員

ハ 学校法人(幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園を設置するものに限る。次号において同じ。)の職員

ニ 社会福祉法人(幼保連携型認定こども園を設置するものに限る。)

第三号において同じ。)の職員

二 学校法人の理事

三 社会福祉法人の理事

(免許状更新講習を受ける必要がない者等)

第十三条の十二 免許法施行規則第六十一条の四第二号に規定する免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

一 県教育長並びに教育委員会の事務局長及び学習教育部長その他教育委員会の職員で県教育長が別に定めるもの

二 市町村教育委員会の教育長その他市町村教育委員会の職員で県教育長が別に定めるもの

2| 免許法施行規則第六十一条の四第四号に規定する免許管理者が定める者は、次に掲げる者(教育職員である者を除く。)であつて、免許状更新講習を受ける必要がないものとして県教育長が別に定めるものとする。

一 教育職員として任命され、又は雇用された者であつて、任命権者又は雇用者の要請に応じ、引き続き次に掲げる者となつてゐるもの

イ 国又は地方公共団体の職員

ロ 免許法施行規則第六十一条の四第四号イ、ロ又はホに掲げる法人の役員又は職員

ハ 学校法人の職員

ニ 社会福祉法人(幼保連携型認定こども園を設置するものに限る。第三号において同じ。)の職員

二 学校法人の理事

三 社会福祉法人の理事

3| 免許法施行規則第六十一条の四第五号に規定する免許管理者が指定する表彰等は、文部科学大臣、教育委員会、名古屋市教育委員会、知事又は私立学校で構成する団体が行う表彰等であつて県教育長が別に定めるものとする。

第十三条の十三 平成二十年改正省令附則第十条第一項第二号に規定する免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

一 県教育長並びに教育委員会の事務局長及び学習教育部長その他教育委員会の職員で県教育長が別に定めるもの

二 市町村教育委員会の教育長その他市町村教育委員会の職員で県教育長が別に定めるもの

2| 平成二十年改正省令附則第十条第一項第四号に規定する免許管理者が定める者は、第十三条の十一各号に掲げる者(教育職員である者を除く。)であつて、免許状更新講習を受ける必要がないものとして県教育長が別に定めるものとする。

3| 平成二十年改正省令附則第十条第一項第五号に規定する免許管理者が指定する表彰等は、文部科学大臣、教育委員会、名古屋市教育委員会、知事又は私立学校で構成する団体が行う表彰等であつて県教育長が別に定めるものとする。

(提出書類の特例)

第十五条の三 現に学校の校長、副校長、教頭又は教員である者(以下「現職教員」という。)が第十一条から第十四条までの規定により提出する書

(提出書類の特例)

第十五条の三 現に学校の校長、副校長、教頭又は教員である者(以下「現職教員」という。)が第十一条から第十三条まで及び第十四条の規定によ

類のうち、次に掲げる書類については、これらの規定にかかわらず、在職証明書（様式第十四の三）又はこれに相当する書類をもつて代えることができる。

一以下 略

2 教育委員会は、第十一条から前条まで及び前項の規定に定める書類を提出する者に対し、これらの書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

（書類の經由）

第十六条 現職教員が第十一条から第十四条まで、第十五条若しくは第十五条の三の規定により提出する書類又は現職教員でない者が第十二条の二、第十三条若しくは第十五条の三第二項の規定により提出する書類は、その者の勤務する学校（現職教員でない者については、その者の勤務しようとする学校）が名古屋市以外の市町村立の学校の場合は、その学校の所在地を所管する教育事務所を經由しなければならない。

2 略

（特別免許状及び臨時免許状の様式）

第十八条 免許法施行規則第七十二条第三項に規定する特別免許状の様式は様式第十四の四、臨時免許状の様式は様式第十五のとおりとし、施行法施行規則第九条第二項に規定する臨時免許状の様式は様式第十五の二のとおりとする。

り提出する書類のうち、次に掲げる書類については、これらの規定にかかわらず、在職証明書（様式第十四の三）又はこれに相当する書類をもつて代えることができる。

一以下 略

2 教育委員会は、第十一条から第十三条の七まで、第十四条から前条まで及び前項の規定に定める書類を提出する者に対し、これらの書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

（書類の經由）

第十六条 現職教員が第十一条から第十三条の七まで、第十四条、第十五条若しくは第十五条の三の規定により提出する書類又は現職教員でない者が第十二条の二、第十三条若しくは第十五条の三第二項の規定により提出する書類は、その者の勤務する学校（現職教員でない者については、その者の勤務しようとする学校）が名古屋市以外の市町村立の学校の場合は、その学校の所在地を所管する教育事務所を經由しなければならない。

2 略

（特別免許状及び臨時免許状の様式）

第十八条 免許法施行規則第七十二条第三項に規定する特別免許状の様式は様式第十四の四（旧免許状所持者に授与する場合にあつては、様式第十四の五）、臨時免許状の様式は様式第十五のとおりとし、施行法施行規則第九条第二項に規定する臨時免許状の様式は様式第十五の二のとおりとする。

(免許状の返納)

第二十条 免許法第十条第二項(免許法第十一条第五項において準用する場合を含む。)の規定による免許状の返納は、免許状返納書(様式第十六)に当該免許状を添えてしなければならない。

(委任)

第二十一条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会の教育長が定める。

(免許状の返納)

第二十条 免許法第十条第二項(免許法第十一条第五項において準用する場合を含む。)及び平成十九年改正法附則第二条第六項の規定による免許状の返納は、免許状返納書(様式第十六)に当該免許状を添えてしなければならない。

(委任)

第二十一条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、県教育長が定める。

新

様式第9の3 (第12条の2関係)

特別免許状推薦書		年	月	日
愛知県教育委員会 殿		任命権者 (雇用者)		
教育職員免許法第5条第3項の規定により、下記のとおり推薦します。		勤務予定学校の長 氏 名		
記				
氏名		本籍地		
生年月日		年	月	日生
上記の者を推薦する理由	担当する教科に 関する専門的な 知識経験又は技 能について			
	社会的信望及び 教員の職務を行 うに必要な熱意 と識見について			
	その他の推薦理 由			

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 本籍地については、都道府県名（日本の国籍を有しない者については、その国籍）を記入すること。

旧

様式第9の3 (第12条の2関係)

特別免許状推薦書		年	月	日
愛知県教育委員会 殿		任命権者 (雇用者)		
教育職員免許法第5条第4項の規定により、下記のとおり推薦します。		勤務予定学校の長 氏 名		
記				
氏名		本籍地		
生年月日		年	月	日生
上記の者を推薦する理由	担当する教科に 関する専門的な 知識経験又は技 能について			
	社会的信望及び 教員の職務を行 うに必要な熱意 と識見について			
	その他の推薦理 由			

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 本籍地については、都道府県名（日本の国籍を有しない者については、その国籍）を記入すること。

様式第11の2（第13条の2関係）

勤務校（勤務先）名又は現住所		有効期間更新申請書		年 月 日		
愛知県教育委員会 殿		本籍地 姓 氏 名		年 月 日生		
勤務校（勤務先）における職名						
教育職員免許法第9条の2第1項の規定により、次の免許状について有効期間を 更新してください。						
免許状	種 類	免許状番号	授与年月日	授与権者	氏 名	本籍地
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
本申請以外に教育職員免許状は 所持していません。 更新しません。						
申請時の有効期間の満了日			年 月 日			
領域	必修	講習開設者	修了(履修) 年 月 日		対象免許種	
	選択必修		年 月 日			
選択			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 本籍地については、都道府県名（日本の国籍を有しない者については、その国籍）を記入すること。

様式第11の4 (第13条の3関係)

勤務校 (勤務先) 名又は現住所		有効期間延長申請書		年	月	日
愛知県教育委員会 殿						
本籍地 氏名						
勤務校 (勤務先) における職名						
教育職員免許法第9条の2第5項の規定により、次のとおり免許状の有効期間を延長してください。						
種別	免許状番号	授与年月日	授与権者氏名	本籍地		
免許状		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
有効期間の満了日		延長後	申請日			
延長事由		証明事項は事実と相違ないことを証明します。				
		年 月 日		証明事項		
		年 月 日		証明者		
				証明事項		
				証明者		

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 本籍地については、都道府県名 (日本の国籍を有しない者については、その国籍) を記入すること。
- 3 証明事項は、勤務校 (勤務先) 及び職名並びに延長事由とすること。
- 4 証明者は、勤務校 (勤務先) 及び職名にあつては、所屬長、服務監督者、任命権者又は雇用者によることとし、延長事由にあつては、次の(1)から(5)に掲げる規定の適用を受ける者について、それぞれ(1)から(5)に定める者によること。
- (1) 免許法第9条の3第4項 所屬長、服務監督者又は任命権者
- (2) 免許法施行規則第61条の5第1号、第3号、第4号又は第6号 所屬長、服務監督者、任命権者又は雇用者
- (3) 免許法施行規則第61条の5第2号 交通が困難であることを証する者
- (4) 免許法施行規則第61条の5第5号 大学の大学院の課程若しくは専攻科の課程若しくはこれらの課程に相当する外国の大学の課程の在学を証する者 (取得しようとする専修免許状に係る基礎となる免許状の写しを添えることができる場合に限る。) 又は教養公務員特例法 (昭和24年法律第1号) 第26条の規定による大学院修学休業の許可を証する者
- (5) 免許法施行規則第61条の5第7号 延長を受けようとする事由を証する者

様式第11の5 (第13条の4関係)

勤務校 (勤務先) 名又は現住所		更新講習修了確認申請書				年 月 日
愛知県教育委員会 殿						
本籍地 ふりかき 氏名		氏名				年 月 日生
勤務校 (勤務先) における職名						
教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律 (平成19年法律第98号) 附則第2条第2項に規定する更新講習修了確認をしてください。						
免許状	種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	氏名	本籍地
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
申請時の修了確認期限			年 月 日			
免許状 更新講習	領域	講習開設者	修了(履修) 年 月 日		対象免許種	
	必修		年 月 日		/	
	選択必修		年 月 日			
	選択		年 月 日			
			年 月 日			

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 本籍地については、都道府県名 (日本の国籍を有しない者については、その国籍) を記入すること。

様式第111の6 (第13条の5関係)

勤務校 (勤務先) 名又は現住所		平成19年改正法附則第2条第3項第3号の確認申請書		年	月	日	
愛知県教育委員会 殿							
本籍地 氏名 勤務校 (勤務先) における職名 年 月 日 生							
教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律 (平成19年法律第98号) 附則第2条第3項第3号に規定する確認をしてください。							
免許状	種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	氏名	本籍地	
			年 月 日				
			年 月 日				
			年 月 日				
			年 月 日				
申請時の修了確認期限			年 月 日				
免許状更新講習	領域	講習開	設者	修了(履修)	年月日	対象免許種	
	必修			年 月 日	年 月 日		
	選択必修			年 月 日	年 月 日		
	選択				年 月 日	年 月 日	
					年 月 日	年 月 日	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 本籍地については、都道府県名 (日本の国籍を有しない者については、その国籍) を記入すること。

様式第11の7（第13条の6関係）

勤務校（勤務先）名又は現住所		修了確認期限延期申請書		年	月	日
愛知県教育委員会 殿		愛知県教育委員会 殿		年	月	日
本籍地 氏名		勤務校（勤務先）における職名		年	月	日
氏名		氏名		年	月	日
教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第4項の規定により、次のとおり修了確認期限を延期してください。		教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第4項の規定により、次のとおり修了確認期限を延期してください。		年	月	日
種別	免許状番号	授与年月日	授与権者氏名	本籍地		
免許状		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
修了確認期限	延期後	年 月 日				
延期事由	申請時	年 月 日				
証明事項は事実と相違ないことを証明します。						
年 月 日						
証明事項 証明者						
年 月 日						
証明事項 証明者						

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 2 本籍地については、都道府県名（日本の国籍を有しない者については、その国籍）を記入すること。
 3 証明事項は、勤務校（勤務先）及び職名並びに延期事由とすること。
 4 証明者は、勤務校（勤務先）及び職名にあつては、所屬長、職務監督者、任命権者又は雇用者によることとし、延期事由にあつては、次の(1)から(5)に掲げる規定の適用を受ける者について、それぞれ(1)から(5)に定める者によること。
 (1) 免許法第9条の3第4項 所屬長、職務監督者又は任命権者
 (2) 平成20年改正省令附則第7条第1項第1号、第3号、第4号又は第6号 所屬長、職務監督者、任命権者又は雇用者
 (3) 平成20年改正省令附則第7条第1項第2号 交通が困難であることを証する者
 (4) 平成20年改正省令附則第7条第1項第5号 大学の大学院の課程若しくは専攻科の課程若しくはこれらの課程に相当する外国の大学の課程の在学を証する者（取得しようとする専修免許状に係る基礎となる免許状の写しを添えることができる場合に限る。）又は教育公務員特例法第26条の規定による大学院修学休業の許可を証する者
 (5) 平成20年改正省令附則第7条第1項第7号 延期を受けようとする事由を証する者

様式第11の8（第13条の7関係）

勤務校（勤務先）名又は現住所		年月日	
免許状更新講習受講免除申請書			
愛知県教育委員会 殿			
本籍地 氏名		年月日 出生	
勤務校（勤務先）における職名			
教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第5項括弧書の規定により、免許状更新講習の受講免除の認定をしてください。			
種	免許状番号	授与年月日	氏名
		年月日	
免許状			
申請時の修了確認期限	年月日		
免除事由			
証明事項は事実と相違ないことを証明します。			
年月日	証明事項 証明者		
年月日	証明事項 証明者		

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 - 2 本籍地については、都道府県名（日本の国籍を有しない者については、その国籍）を記入すること。
 - 3 証明事項は、勤務校（勤務先）及び職名並びに免除事由とすること。
 - 4 証明者は、勤務校（勤務先）及び職名にあつては、所属長、服務監督者、任命権者又は雇用者によることとし、免除事由にあつては、次の(1)から(6)に掲げる規定の適用を受ける者について、それぞれ(1)から(6)に定める者によること。
- (1) 平成20年改正省令附則第10条第1項第1号
所属長（認定を受けようとする者が校長の場合にあつては、服務監督者、任命権者又は雇用者）
 - (2) 平成20年改正省令附則第10条第1項第2号
所属長又は任命権者
 - (3) 平成20年改正省令附則第10条第1項第3号
免許状更新講習の開設者
 - (4) 平成20年改正省令附則第10条第1項第4号
所属長、任命権者又は雇用者
 - (5) 平成20年改正省令附則第10条第1項第5号
表彰等の受賞を証する者
 - (6) 平成20年改正省令附則第10条第1項第6号
所属長、任命権者又は雇用者

様式第14の4 (第18条関係)

(学校) (自立教科等) 教諭特別記状	
本籍地	
氏名	
年月日生	
右の者に教育職員免許法第五条の定めるところにより左記の(教科・事項)について(学校) (自立教科等) 教諭特別免許権を授与する。	
記	
年月日	愛知県教育委員会 印
番号	
(根拠規定)	
(教育機関名)	
(卒業又は修了の年月日)	
有効期間の満了の日	
備考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A 4とする。

様式第14の4 (第18条関係)

(学校) (自立教科等) 教諭特別免許状

本籍地
氏名
年月日生

右の者に教育職員免許法第五条の定めるところにより左記の(教科・事項)について(学校) (自立教科等) 教諭特別免許状を授与する。

記

年月日 愛知県教育委員会 印

番号

(根拠規定)

(教育機関名)

(卒業又は修了の年月日)

備考

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A 4とする。

様式第14の5 (第18条関係)

(学校) (自立教科等) 教諭特別免許状

本籍地
氏名
年月日生

右の者に教育職員免許法第五条の定めるところにより左記の(教科・事項)について(学校) (自立教科等) 教諭特別免許状を授与する。

記

年月日 愛知県教育委員会 印

番号

(根拠規定)

(教育機関名)

(卒業又は修了の年月日)

備考

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A 4とする。

様式第16 (第20条関係)

免 許 状 返 納 書		年 月 日
愛知県教育委員会 殿		
本籍地 住 所 氏 名		
年 月 日生		
<p>教育職員免許法第10条第2項 教育職員免許法第11条第5項において準用する同法第10条第2項 の<u>規定</u>により、 下記の免許状を返納します。</p>		
有する <u>全ての</u> 免 許状の種類	教 科	授 与 番 号
		授 与 年 月 日
		授 与 者

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 本籍地については、都道府県名（日本の国籍を有しない者については、その国籍）を記入すること。

様式第16 (第20条関係)

免 許 状 返 納 書		年 月 日
愛知県教育委員会 殿		
本籍地 住 所 氏 名		
年 月 日生		
<p>教育職員免許法第10条第2項 教育職員免許法第11条第5項において準用する同法第10条第2項 教育職員免許法及び教育公務員特例法の<u>一部</u>を改正する法律（平成19年法律第98号）<u>附則第2条第6項</u> の<u>規定</u>により、下記の免許状を返納します。</p>		
有する <u>すべての</u> 免 許状の種類	教 科	授 与 番 号
		授 与 年 月 日
		授 与 者

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 本籍地については、都道府県名（日本の国籍を有しない者については、その国籍）を記入すること。